

山口県報

平成27年
2月20日
(金曜日)

目次

○告示

保安林予定森林(岩国市)(森林整備課)……………

萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………

○公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課)……………

林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課)……………

萩都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………



山口県告示第五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市行波字小倉谷一七〇、一八〇、二六一、二六五、二六六の二から二六六の三まで、二七〇、天尾字倉谷五六六の一、五八〇、五九〇、六〇五
- 二 指定の目的
水源の涵養かんよう
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市美川町根笠字春島二九三、一二九三の一、字日浦一三〇四、一三〇五、字橋掛ケ一三一〇の一、一三二一の一、一三二一の八、一三二二の一、一三二三の二、一三二四、字休石二九二八、二九二九、三九四〇の一、三九四〇の二、三九四一から三九四四まで、三九四九、字扇島三〇〇〇、三〇〇一、字絵張三七二二から三七二三まで、字森ノ山三七四九、三七五一の一から三七五一の三まで、字埴前三八六九の一、三八六九の二、三八七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、萩都市計

画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 施行者の名称
萩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
萩都市計画下水道事業萩市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十三年二月七日から平成三十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
萩市大字土原、大字唐樋町、大字江向、大字呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字南古萩町、大字南片河町、大字堀内、大字東浜崎町、大字浜崎町、大字今魚店町、大字河添、大字平安古町、大字山田、大字浜崎新町、大字樽屋町、大字北片河町、大字春若町、大字古魚店町、大字細工町、大字油屋町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字北古萩町、大字熊谷町、大字今古萩町、大字古萩町、大字米屋町、大字津守町、大字西田町、大字下五間町、大字吉田町、大字東田町、大字御許町、大字橋本町、大字川島、大字椿東、大字上五間町、大字椿及び大字椿町



(五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十月三日山口県公告(三四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年二月二十日から同年三月二十日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキョー下関
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十月三日山口県公告(三四一)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年二月二十日から同年三月二十日までの間、山口県商工労働

部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキョー宇部店

所在地 宇部市明神町二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年十月三日山口県公告(三四二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年二月二十日から同年三月二十日までの間、山口県商工労働

部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ小野田店新館

所在地 山陽小野田市日の出二丁目一〇番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五三) 林業種苗木生産事業者講習会の開催
 林業種苗木法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗木生産事業者講習会を次のとおり開催します。
 平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の対象となる者
 林業種苗木の生産事業者の登録を受けようとする者
 二 講習会の日時及び場所

(一) 日時
 平成二十七年三月十八日(水曜日) 午前九時から
 (二) 場所
 山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
種 苗 に 関 す る 法 令		二	
種 苗 の 産 地 及 び 系 統		二	
種 苗 の 生 産 技 術		二	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗木法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限
 平成二十七年三月十一日(水曜日)
 六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三―九三三―三四八五)又は最寄りの農林事務所によること。

(五四) 萩都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画ごみ焼却場一萩清掃工場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

萩都市計画ごみ焼却場二萩・長門清掃工場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十七年二月二十日印刷

発行人所

山口県知事庁